

平成30年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

平成30年9月6日(木)

平成30年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年9月6日(木) 開会 午前10時00分  
散会 午後 2時03分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前知忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	病院事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	原田英一	経済課長	金田新也
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸 書記 神谷純子

## 平成 30 年第 3 回東栄町議会定例会議事日程

### 開会宣言

### 出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町長提出議案大綱説明
- 日程第 5 認定案第 1 号 平成 29 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定案第 2 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 3 号 平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 4 号 平成 29 年度東栄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 5 号 平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定案第 6 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定案第 7 号 平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定案第 8 号 平成 29 年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定案第 9 号 平成 29 年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定案第 10 号 平成 29 年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定案第 11 号 平成 29 年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定案第 12 号 平成 29 年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定案第 13 号 平成 29 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定案第 14 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について
- 日程第 19 議案第 49 号 東栄町町税条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 50 号 小型動力ポンプ付き積載車物品売買契約について
- 日程第 21 議案第 51 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について

- 日程第 2 2 議案第 5 2 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 5 3 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 4 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 5 5 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 5 6 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 5 7 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 8 議案第 5 8 号 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について
- 日程第 2 9 報告第 3 号 平成 29 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 3 0 報告第 4 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について

---

## あいさつ

---

### 議長（伊藤芳孝君）

皆さん改めましておはようございます。台風 21 号では倒木による通行止めや停電などが発生したわけですが、まだ復旧できなくてご不自由をおかけしているところもありますが、早急の復旧を願うものであります。また、人的被害が無かったことがまずはよかったかなと思っております。

9 月定例会決算議会であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。なお、会期中は学校関係や敬老会、県総合要望など行事が多くございますが、よろしくお願いをいたします。

---

## 開 会

---

### 議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員は 10 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成 30 年第 3 回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

---

## 会議録署名議員の指名

---

### 議長（伊藤芳孝君）

日程第 1 『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により「3 番 村本敏美君」、「8 番 柴田吉夫君」の 2 名を指名します。

---

## 会期の決定

---

### 議長（伊藤芳孝君）

日程第 2 『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布してあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

### 事務局長（長谷川伸君）

それでは「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、平成 30 年第 3 回東栄町議会定例会。会期日程は 14 日間でございます。9 月 6 日（木）午前 10 時、本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、町長提出議案大綱説明、議案上程、委員会付託。9 月 7 日（金）午前 10 時、本会議、一般質問。9 月 8 日（土）休会。9 月 9 日（日）休会。9 月 10 日（月）午前 10 時、決算特別委員会、付託案件審査。9 月 11 日（火）休会。9 月 12 日（水）午前 10 時、総務経済委員会、付託案件審査。9 月 13 日（木）休会。9

月 14 日（金）午前 10 時、文教福祉委員会、付託案件審査。9 月 15 日（土）休会。9 月 16 日（日）休会。9 月 17 日（月）休会。9 月 18 日（火）休会。9 月 19 日（水）午前 10 時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から 9 月 19 日までの 14 日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 9 月 19 日までの 14 日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

## ----- 諸報告 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 3 『諸報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、8 番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

**8 番（柴田吉夫君）**

議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る、8 月 17 日（金）及び 8 月 31 日（金）の両日、当会議室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。

8 月 17 日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部からは総務課長。8 月 31 日の出席者は、1 名欠席者があり、4 名の委員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。

平成 30 年第 3 回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布してあります「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から 9 月 19 日までの 14 日間でございます。

付議事件につきましては、認定案 14 件、議案 10 件、報告 2 件でございます。

初日議了を除く、各議案につきましては、決算特別委員会及び常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

次に一般質問でございますが、今回の質問者は 6 名であり、9 月 7 日（金）午前 10 時より開催をいたします。

次に、陳情関係ですが、6 件の陳情書等を審査いたしました。

このうち、「定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」、「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」「愛知県私学

助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、この3件につきましては、文教福祉委員会協議会で審査をいただきます。

なお、シルバー人材センターから提出のありました「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望書」、移植ツーリズムを考える会から提出のありました「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書」、私学をよくする愛知父母懇談会、愛知私学助成をすすめる会から提出のありました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」、この3件につきましては、「議長預かり」といたしました。

陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出をいただきたいと思います。

平成30年第3回東栄町議会定例会につきましては、会期中のご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

#### 議長（伊藤芳孝君）

次に、議会関係につきましては、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

#### 議会事務局長（長谷川伸君）

平成30年第3回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたします。

平成30年第2回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目どおしをお願いいたします。

始めに、東三河広域連合議会の報告をいたします。東三河広域連合議会は、8月8日と8月9日の2日間本会議が開催されました。一般質問は6名の質問者でございました。上程された4件につきましては可決し閉会をいたしました。

次に地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から6月28日に5月分、7月26日に6月分、8月29日に7月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありました。詳細については事務局で報告書を保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

陳情書等の取り扱いにつきましては、さきほどの議会運営委員長の報告のとおりでございます。陳情書等の閲覧を希望される方は、事務局へお申し出ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

#### 議長（伊藤芳孝君）

執行部からはございませんか。はい、以上で諸報告を終わります。

## 議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第4『町長提出議案大綱説明』を行います。本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

## 町長（村上孝治君）

おはようございます。本日は、平成30年第3回町議会定例会をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。まずは議長のご挨拶にありましたように、最強台風でありました台風21号において本町の状況は、先ほど議長がお話したとおり一番多いのが私どもだけではなく、設楽町・豊根村もそうですが倒木による停電でございました。災害状況等は取りまとめ次第、ご報告をさせていただきたいと思っております。なるべく早い復旧をお願いをしてまいりましたが、範囲が広いというような状況でございまして大変ご迷惑かけておるところでございます。

そしてまた今朝は北海道で震度6の大地震が発生したというような報道がされております。私どもも9月2日防災訓練を実施しておりますが、いつなんどきこういう状況があるか分かりませんので常日頃からの準備をしっかりと整えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

すみません、ちょっと薬の関係で声がかれてしまいまして聞き苦しいところがあるかも知れませんが、よろしく願いをいたします。

それでは提出いたしました議案のご審議に先立ちまして、6月議会定例会以降の町政の取り組み状況につきまして、ご報告等をさせていただきたいと思っております。少し時間をいただきたいと思います。

国の2019年度の予算案の編成作業が本格的に始まり、各省庁の概算要求が出そろい、一般会計の要求総額は5年連続で100兆円を超え、年末に決まる当初予算も初めて100兆円突破するという可能性があるとの報道もされておるところでございます。また、来年度はいよいよ消費税率10%へ引き上げられ、ねん出した財源をもとに、政府は幼児教育・高等教育の無償化や待機児童の解消、介護人材の処遇改善などを盛り込んだ新たな経済政策パッケージ「人づくり革命」を実行する方針を示しております。詳細は年末までに詰め、経費や事務作業の負担配分をめぐり、知事会それから市長会、町村会も巻き込んで激しい論議がなされるようであります。我々もしっかりと情報収集に努め、制度を理解の上で財源確保を図ってまいりたいというふうに考えております。また、来年度の事業要望につきましては、議長のご挨拶にもありましたように国県等へ要望活動を積極的に進めてまいります。

来週11日には、愛知県各部局等への総合要望を町執行部と議会との合同で実施させていただきます。そのほかにも要望活動はございますので、議員各位におかれましても、それぞれの立場でご協力をいただくようお願い申し上げます。

そして今年度で計画が終了する予定でございました、皆さんご承知のように森と緑づくり税事業につきましては、7月4日に愛知県知事にお会いして継続要望をしたところでございますが、すでにご承知のとおり引き続き事業継続していただくことが決定をされました。また、森

林環境税につきましては、平成 36 年度からの課税となりますが、31 年度からは森林環境譲与税として、国から譲与されることとなっております。額や内容はまだ決まっていますが、しっかりと準備を進めていかなければならないというふうに考えています。そして、東栄町においても新年度の予算編成を含め、平成 31 年度からの次期 3 カ年実施計画の策定に向け、各課のヒヤリングを実施するなど準備を進めておりますが、年内の取りまとめを目指しているところでございます。そして、総合計画戦力会議を今月 26 日に開催をします。会議において、町民等の意見もいただきながら協議を進めていくこととしております。前計画の検証も行い、次期計画の協議検討を行ってまいります。

役場の業務においても、9 月で上半期が終了しますので、課長、課長補佐、係長等の出席のもとで 8 月の 20 日から順次、各課の調整会議を開催し、課の状況把握と事業進捗などを確認し、今後の課題や今後の進め方など意見交換をしたところでございます。そして大変多いといえますか新規採用職員の一泊研修を 8 月 22 日に行いました。まずは町を知っていただくということで、町内全域を回り、主要施設や工事の現場、将来事業が行われる場所などを視察して、知識を深めていただきました。

山村問題懇談会につきましては、広報とうえいにも掲載をさせていただきましたが、今年度は東栄町で 8 月 10 日に開催をされたところでございます。三河山間地域（岡崎市・豊田市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村）の首長と大村愛知県知事はじめ県幹部、山村離島振興連盟の県会議員の先生方にご出席いただき、「地域資源を活かした地域振興について」をテーマにこの地域での取り組みや課題について意見交換を行ったところでございます。交通網の整備の重要性だったり木材利用の推進など、多くの項目について意見を取り交わさせていただいたところでございます。そして今月の 26 日に企業懇談会を開催する予定としております。その前段としてタイガーサッシュ、大高精工さんへ訪問させていただき、社長さんとの面談をさせていただいたところでございます。長年この地で操業されていますので、会社の現状など短い時間ではございましたが、意見交換をさせていただきました。しっかりと受け止めさせていただき、行政としてお手伝いできることなど検討してまいりたいというふうに考えております。

公明党の新妻先生をはじめとする国会議員、県会議員、県内の市議会議員の先生方が、昨年に引き続きまして、地方創生推進本部・夏のキャラバン第二弾として、この奥三河地域にお越しいただきました。東栄町には 8 月 31 日と 9 月 1 日の日程でございましたが、千代姫荘にお泊りをいただきましたので、私もお邪魔をして懇談をさせていただきました。せっかくの機会でございますので、この地域の実情をお伝えし意見交換させていただいたところでございます。そして、翌日は、議長、副議長と共に住民懇談会にも参加をさせていただきました。多くの住民の方や町会議員では一部の方もお見えでしたが、意見や要望が数多く出され有意義な懇談会ができたというふうに思っております。こうした機会を活かして、さらに今後もお力添えをいただけるものというふうに思っております。

次に道路関係でございますが、三遠南信自動車道東栄 I C から佐久間 I C がいよいよ今年度開通の運びとなっております。開通イベントの関連予算を本議会に補正予算として計上させていただいたところでございます。三輪深谷地区で行われています 3 号トンネルの工事も、工事車両の運行など住民の皆様方には大変ご協力をいただいているところでございますが、順調に進んでいるというふうにお聞きをしております。一刻も早い完成ができるよう全力で応援をし、協力してまいりたいというふうに思っております。今後も国の方には安全対策はしっかりと取

り組んでいただくようお願いしておりますのでございます。

全員協議会の折にもお伝えをしておりますが、10月2日に議会・区長会合同で視察研修を予定しています。ぜひご参加のほどよろしくをお願いいたします。

それから本年度、町内の県に関わる工事の部分でございますが、東栄駅北交差点の国道151号歩道整備は昨年引き続き工事が行われる模様であります。そして、国道473号下田樺橋付近の待避所の整備、県代行事業の町道本郷下川農免線改良工事もまもなく始まる予定となっております。三輪下奈根地区の河内入りの法面災害復旧工事も現在工事を行っております。災害復旧につきましては、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それでは、課に関わる主なものでございます。

最初に総務課関係でございますが、防災につきましては先ほどもお話ししました9月2日の日曜日に防災訓練を実施をさせていただきました。住民の防災意識の向上と自主防災会の防災力の向上、そして各機関・団体との連携強化を図り、災害に強い地域を作ることを目的に行っております。多くの方にご参加いただきました。各避難所への避難者は1,524名でございました。今年は安全行動訓練でシェイクアウト後の避難所への招集訓練、無線通信訓練につきましてはアマチュア無線と新たにIP無線による無線更新の訓練を行いました。それから避難所立ち上げ訓練、物資の搬送・受入訓練を行ったところでございます。役場職員においてはこの訓練終了後、消防署東栄分署職員の指導によりまして、応急手当訓練を実施をいたしました。身近なものを使って傷の手当てだったり毛布等を使って搬送などの訓練を実施をさせていただきました。そして今年度から町内で防災士の育成を図ってまいりたいと考えております。参加者を現在募集しておりますが、議員の皆様方にも是非ご参加をいただければというふうに思っております。対象は住民自主防災会、消防団、役場職員、各種団体などがございますので、是非ご都合のつく方をお願いをしたいと思います。

次にアナログからデジタル化の変更に伴う防災行政無線整備についてですが、まもなく実施設計に取り掛かり、今年度中に実施設計を終え、来年度から整備を行うという予定となっております。

次に振興課関係でございますが、昨年4月1日に設立しました東栄町観光まちづくり協会も2年目に入りました。会員数も176名となっており、目標の200名を目指して増強を今後も図ってまいりたいと思っております。東栄町グルメガイドブックの作成につきましては11月の東栄フェスティバルに配布できるよう現在進めております。そして地域観光ボランティアガイド育成事業についてであります。花祭りでガイド開始ができるようこれも進めてまいります。そして協会職員が1名退職したため、新たに9月から1名を雇用しましたので、ご報告させていただきます。

町内の若者たちによる実行委員会で進めております今年の星空おんがく祭は、9月22日の開催でございます。ご協力のほどよろしくをお願いを申し上げます。それから山の日イベントにつきましても、月をまたがった計画でございますが、一つ一つのイベントは順調に行っております。残すイベントも少なくなっておりますが、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

次に、以前議会に報告をさせていただいておりますFエナジーによるバイオマスメタンガス発電施設の計画についてでございますが、事前協議の段階は今も変わりはありませんが、農

振地域での建設であること、そして西菌目地区の反対要望もございますので、今後もしっかりとした対応の上で、慎重な取り扱いをしていきたいと考えております。

北設楽郡公共交通活性化協議会東栄町分会を8月30日に開催しております。31年度以降の次期計画の作成もございますが、今後の取り組みについて協議いただきました。そして、古戸地区から安全の確保に伴う、下古戸バス停の位置の変更要望につきましては、委員全員の賛成をいただきましたので、JR飯田線の改正に合わせ、31年3月の変更でございますが、これを受けて4月から変更し、運行ができるよう準備を進めてまいります。

次に地域支援課の空き家対策であります。空き家改修補助金は議会でも補正予算をお認めいただきました。補助限度額50万円ですが、今年度は現在5件の申請をいただいたところでございます。そして平成24年から始まった定住促進空き家活用住宅で整備をいたしました13戸に約50名の方、出生を含みますが移住をしていただいております。また、空き家バンクの活用による移住者も平成29年度は10件の売買・賃貸が成立しております。本年度も現在所有者の方と交渉をされている物件がありますので、行政としてもしっかりとサポートしてまいりたいと思っております。来月10月13日には、移住者交流会の開催を予定しております。移住者同士の交流、行政との意見交換会を行う予定でございます。そして空き家バンクにつきましては、本年度、各地区の巡回調査を進めております。三輪地区を残し、他の地域は調査が終了していますので、取りまとめの上で、所有者への聞き取りなど詳細についてを今後行ってまいります。移住希望者とのマッチングができますよう取り組みを進めてまいるところでございます。

譲渡型分譲住宅についても、まだ決定をしておりませんが色々な方法で、引き続き募集を図ってまいりたいと考えております。

次にふるさと応援隊であります。平成29年1月から募集を始めております。平成30年3月末現在で40名の方に登録をいただいております。応援の仕方はそれぞれ違いますが、みなさん頑張って応援をいただいているところでございます。

集落支援につきましては、本年度から足込地区において、地域支援員、集落支援員を配置し取り組みをしていただいております。まだ途中ではありますが、1年かけての取り組み成果をほかでも生かせるようその取り組みに期待しているところでございます。他の地域においても、中設楽地区の環境対策としての看板設置、本郷地区の弘法山の整備、キラリ下川の活動、古戸ひじり会をはじめ、それぞれの地域や団体が自主的に活動し、地域の活性化に努めていただいております。

次に住民福祉課関係であります。大変ご心配とご迷惑をお掛けします役場倉庫火災によりますPCBを含む残渣処理を行わなければならない訳でございますが、中田クリーンセンターへの持ち込みができない、いわゆる産廃としての処分をしなければならないということでございます。高濃度のPCB廃棄物をはじめとする処分の運搬費用等、全体を合わせて約1,450万円が掛かるということでございます。今議会で予算をお願いしております。この処理が終わった後、その隣にありました資源ごみ集積場の修繕工事を行いたいと思っております。

次に保育園でございますが、平成31年4月の新保育園の開園に向け、7月30日に建設工事の起工式を行い、8月から工事に着手をしたところでございます。開園に向け、しっかりと準備を進めてまいります。保育サービスいわゆる延長保育などの充実を図るため、保育士の確保も図ってまいりたいと思っております。また、国の方針でもあります保育料の無償化、平成31

年 10 月からという予定となっておりますが、この対応も考えながら、現在の保育料の見直しも検討してまいりたいというふうに思っております。

放課後児童クラブそして子育て支援センターの運営についても、人材も含め充実できるように検討をしてまいりたいと思っておりますが、シルバー人材センター等の活用も視野に入れて補助的サポートをお願いしていくことも必要ではないかというふうに考えておるところでございます。そしておいでん家につきましては、各地区 12 カ所で地区支援員の皆さんを中心に活動をしていただいております。以前からお話をさせていただいているとおりであります。地域包括ケアシステムにおいても、地域の拠点施設として重要な役割がありますので、今後もしっかりと協議を進めてまいりたいと思っております。それから振草にあります緑風園についてでございますが、生活支援ハウスとして自立した高齢者の一時預かりとして運営をしております。現在 10 部屋のうち 7 部屋は長期利用者となっておりますところでございます。明峰福祉会に委託して運営をしております。今後は町全体の役割としての在り方を議論した上で、利用を考えていく必要があるというふうに考えております。そして病院関係でございますが、東栄町医療センター等調整会議については、去る 9 月 4 日の議会全員協議会において報告をさせていただいたとおりでございます。7 月 27 日の第 1 回調整会議で、入院に代わる代替機能の施設を含めて、基本構想でまとめきれなかった部分を中心に内部協議を始めております。既に 2 回目を 8 月 10 日、3 回目を 24 日に開催しており、更には研修会を議員の方もご出席頂いた方もおりますが、9 月 1 日に開催し、豊川市から大石先生を講師に迎えて勉強会をしたところでございます。今後はなるべく早い段階で計画原案をまとめて議会に諮ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。議会全員協議会でも説明をさせていただきましたが、計画スケジュールを変更し、医療センター開所目標を 1 年延ばして、平成 33 年 10 月とすることといたしました。引き続き着実に取り組みを進めてまいりますので、共に議論をお願いしたいと存じます。引き続き、現東栄病院についてでございます。4 月から公設公営に戻り、ここまで運営をしてまいりましたが、経営状況は非常に厳しい状況でございます。4 月から 6 月までの第一四半期においては、外来も減少、入院は大きく減少しております。医業収益は前年比約 18% の落ち込みであります。当初予定をしておりました一般会計からの繰り入れも、このままの状況では、3 億円を超えるという見込みでございます。さらには、美和子先生が 8 月 31 日を持って正規の医師を退職し、9 月 1 日から丹羽院長と共々嘱託医師となります。そして、日赤からの派遣医師がなくなり、当直医がいなくなることで、3 名の対応から医師 2 名での宿直対応となります。従って負担がかかるということで、新城市民病院に応援要請をお願いしたところでございます。看護師においても退職者それから産休職員などもあり、1 3 対 1 の看護体制も危ぶまれるため、今後の対策が必要となってまいります。本年度はご承知のとおり、病院としての運営をしてまいります。来年 4 月からは診療所いわゆる有床体制としての検討をし、年内にはまとめたいというふうに思っておるところでございます。最後に病院関係ですが、せせらぎ会の解散により精算事務を進めてまいりました。町からの出えん金 3 億円、いわゆるせせらぎ会の資本金であります。清算後約 1 億 4 千 5 百万円が精算金としてでましたので、8 月 31 日に町に入金をしていただいたところでございます。

次に経済課関係ですが、新たな獣害対策実証実験、補正予算をいただきました三輪沢上地区と振草小林下新畑地区の畑に柵を設置して実験をしております。三輪につきましては被害もなく、順調に作物の収穫ができるようであります。一方、振草は管理の徹底に問題があるようで

したので、管理の徹底を図り再度実験を試み、最終結果をまとめて来年度につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

それからこれもご報告しておりますが、千代姫コテージの新たな使用方法について模索しております。現在のところ利用者の応募はございません。今後もいろいろな場面で応募を呼び掛けてまいりたいと思っております。

冒頭でもお話しましたが、あいち森と緑づくり事業の2期目の実施が決定しましたので、森林組合等とも協議の上、来年度からの実施に向けて候補地の調査を進めてまいります。

今年度から鮎の買取と販売事業を漁業協同組合がはじめたところでございます。買取・販売ともに順調に推移をしております。友釣り客も増加し、鮎瀬の販売もほぼ前年並みであったとお聞きしているところであります。利き鮎大会のグランプリ連覇に向けて7月にエントリーをしたということでございます。朗報を心待ちにしておるところでございます。そして販売につきましてはJA東栄直売所での販売の流れができておりますが、いずれにしても商工会の事務局が中心でありますので今後しっかり検討をしていかなければならないというふうに感じております。それから、各飲食店での鮎料理も大変好評でありましたが、鮎のストックが本当に好調でありまして、各店とも鮎のストックがなくなってしまうという状況でございまして、8月で終了するところも出てまいりました。このことも踏まえまして、今後漁協とも対応策を検討してまいりたいと思っております。

平成27年度からスタートしました移動販売事業であります。平成29年度から愛知県の補助金を活用して、現在61か所を巡回し、高齢者等を中心に利用していただいております。皆さんもお聞きしておられるかも知れませんが、12月で本郷にありますスーパーが1店閉店されるということを聞いておりますので、ますます移動販売の必要性が問われるものというふうに考えておるところでございます。そして商工会青年部が主催して行われる婚活イベント「イイ恋見つけようIN東栄町」が10月27日に開催をされます。これまで5組の男女が結婚に至っております。今回もカップル誕生に期待したいところでございますが、しっかり応援をしてまいりたいというふうに思っております。そしてとうえい温泉につきましては、老朽化による修繕が増えてきております。今回においても補正予算対応で修理をする箇所がございます。今後は、施設の中心的な役割をしておりますボイラーの更新事業を含め、大規模修繕計画により進めてまいりますので、ご理解のうえよろしくお願いをしたいと思っております。それからインターチェンジ周辺整備構想道の駅でございますが、以前でも議会でもご報告をさせていただきました、「地権者の理解が得られない」ことをお伝えしましたが、あれから簡単には承諾はいただけない訳でございますが、今年も連絡をとらせていただいております。いい返事はいただけませんでした。今後とも根気よく交渉してまいりたいというふうに思っているところでございますのでご承知おき下さるようお願いを申し上げます。

次に事業課関係ですが、事業予算をいただいております町道・林道等の工事を順調に進めておるところでございます。道路関係は先ほどもお話をさせていただいたとおりでございます。

簡易水道は中設浄水場導水ポンプ場の発電機室及び電気計装・自家発電設備の工事についてはまもなく発注する予定となっております。下水道工事につきましても、長寿命化計画に沿ってマンホールポンプ等異常通報装置の更新工事も同様に進めてまいります。修繕等も含め予定されています事業は順調にできるものと考えております。農業集落排水事業についても、最適整備構想いわゆる下水という長寿命化計画を本年度中に策定をするというふうになってお

ります。

町営住宅関係につきましては、社会資本整備総合交付金事業によりまして、大森住宅の修繕など計画的に改修を行ってまいります。以前もお話をさせていただいたかも知れませんが、町営住宅の入居につきましては、現在建っています住宅が、現代のニーズには合わなくなってきたことから、空き状態もございますが、引き続き入居募集に努めてまいりたいと思っております。

最後に教育委員会関係について申し上げさせていただきます。学校教育関係では、中学校の電子黒板はこの2学期中に設置をしたいというふうに思っております。引き続きICTの環境整備については、しっかりと検討してまいります。やはり知識もなかなかないため専門家の指導をいただきながら、ICTの活用ができる環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。そして、東栄中学校の技術室屋根及び渡り廊下塗装工事は、夏休み中を利用して工事を行っていますが、9月の27日で完了予定でございます。

それから例年ありますバスケットボール・三遠ネオフェニックスのサマーキャンプにつきまして、8月19日、20日に東栄グリーンハウスに宿泊をして実施をいただいております。参加者は豊橋、豊川、田原、岡崎、浜松から小中学生の参加でございます。地元の小学生も東栄中学校体育館でのバスケットボール教室に参加をしていただきました。今年で3年目を迎えましたが、来年度も引き続きグリーンハウスを利用させていただけるとのことでありますので、しっかりと応援していきたいというふうに思っております。三遠ネオフェニックスにつきましては、星空おんがく祭の会場にもブースを設けていただけるということになっております。

次に愛知大学との連携事業として毎年夏休みを利用して開催をしておりますサマースクールでございますが、今年も8月7日から9日までの3日間、産業会館をメイン会場として行われました。小学生78名が参加、愛知大学の学生16人が先生役として、事前準備から当日運営まで、真剣に取り組んでいただいたところでございます。この事業は保護者の方にも大変好評をいただいております。来年度からは3日から2日と短縮になるかもしれませんが、引き続き開催をしていきたいと思っております。

小学校の運動会、中学校の体育大会も9月に開催を予定しておるところでございます。是非ご参加いただき応援等よろしくお願いたします。来月10月13日土曜日には、グランパスサッカー教室が予定されておるところでございます。そして11月に開催する東栄フェスティバル、今年度は30周年記念のイベントを行います。文化祭、町民芸能まつり、文化講演会などが予定されております。これも9月3日の議会全員協議会でご案内をしておりますので、予定等合わせご参加を賜りたいと思っております。

B&G体育館及びプールの工事発注が終わり、9月1日から2月28日の工期で進めてまいります。来年度には完成イベントを開催する運びとなりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

大変長くなりなりましたが、これで6月議会定例会以降の主な取り組みなどについて、ご報告させていただきました。

それでは今議会に上程いたします議案等につきましてご説明をさせていただきます。平成29年度の決算認定が14件、議案が9件、報告が2件でございます。合わせて25件を上程をさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

では本当に簡略に説明をさせていただきます。

認定案第1号 平成29年度一般会計歳入歳出決算認定から認定案第14号 平成29年度国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定についてですが、ご配布をいたしております業務報告書をご覧いただきたいと思っております。

一般会計は歳入総額32億2千579万8千円、歳出総額が30億7千641万1千円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は1億318万5千円であります。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表す「単年度収支」は1億2千318万9千円の赤字となりました。なお、単年度収支に実質的な黒字要素である基金積立金及び地方債の繰り上げ償還金、今回はございませんが、これを加え実質的な赤字要素である基金の積立金の取り崩し額を差し引いた「実質単年度収支」は1億2千979万4千円の赤字となっております。財政分析指標については、健全化判断比率の実質公債費比率は7.4ということで昨年度より1.1ポイント上がりましたが、将来負担比率は22.6で昨年度より4.7ポイントが下がりました。地方債残高は特別会計と合わせて約49億8千137万5千円であります。前年度に比べて1億7千41万円の減となっております。経常収支比率は97.8%で、前年度と比較して5.1ポイント上がりました。引き続き経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減が今後の課題であるというふうに認識をしております。

各特別会計につきましては、予定どおり執行でき問題はございませんでした。東栄病院会計につきましては、新医療センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託料に584万7千円、医療器械購入費に912万8千円、機器備品購入に2千238万6千円、工事請負費は非常放送設備取替修繕工事を行い、110万5千円の支出額となっております。当年度の純利益は263万3千円の黒字決算となっております。詳細につきましては、この後開かれる決算特別委員会で各担当課長からご説明をさせていただきたいと思っております。

議案第49号 東栄町町税条例等の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴い、主に加熱式たばこの課税に関する規定及び住民税の給与所得控除、公的年金控除の引き下げと基礎控除の引き上げに関し改正するものであります。

次に議案第50号 小型動力ポンプ付積載車物品売買契約についてでございますが、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、契約締結の議決を求めるものであります。

次に議案第51号 平成30年度一般会計補正予算でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千410万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を37億9千992万3千円とするものであります。人件費につきましては、おもに4月1日付の人事異動によるものでございまして、一般会計・特別会計をあわせて871万6千円の減額であります。総務費の会計管理費では財務会計システム操作研修委託料として106万3千円を新規計上、財産管理費では、本庁舎の暖房用ボイラーの更新とシュレッダーの修繕費として236万3千円を追加で計上、旧御園村役場解体工事費として439万8千円を新規計上いたしました。企画費では、和太鼓絆プロジェクトの出演者の輸送業務委託に17万8千円を新規で計上いたしました。町営バス運営対策費では、バスの修繕料として25万円を追加計上、税務総務費では、コピー代と督促状用のはがき印刷費として18万円を追加計上しております。民生費の社会福祉費では、医療センター等調整会議委員の報償費として11万円を新規に、コピー代として19万2千円を追加計上いたしました。保育園費では、複写機の借上料として8万4千円を新規で計上、介護保険事業費の総務管理費では、東三河広域連合負担金として489万6千円を追加計上しております。認定調

査事業費では、調査員の人件費として17万2千円を追加、訪問調査委託料につきましては20万円を減額しております。衛生費の保健衛生総務費では、国保東栄病院事業特別会計繰出金に392万4千円を追加計上、環境衛生費では、役場倉庫の火災に係る火災残渣搬出処分委託料として318万6千円を追加、高濃度PCB及び低濃度PCBの運搬及び処分委託料として1千129万7千円、中設楽地区の臭気指数測定業務委託料として27万円を新規で計上、農林水産業費の農業総務費では、東菌目生活改善センター改修工事補助金として19万6千円を新規で計上しております。林道事業費では、林道橋梁点検業務委託料を450万円減額し、林道峯地線の改良工事に450万円を追加しております。商工費の観光費では、地域おこし協力隊の活動に係る経費として12万9千円を追加で計上しております。地域振興費では、東栄フェスティバルに係る経費として19万1千円を追加、温泉施設費では、施設の修繕料として335万円を追加計上しております。土木費の土木総務費であります、三遠南信自動車道佐久間道路の開通式典負担金として300万円を新規計上しております。道路橋梁総務費では、大千瀬川改修公共補償に係る経費として20万円を追加計上、急傾斜地対策事業費では、急傾斜地対策事業に係る町の負担金として414万9千円を追加しております。消防費の消防施設費では、消防詰所の修繕料として13万円を追加計上しております。教育費の小学校費教育振興費では準要保護児童扶助費として23万5千円を追加計上、災害復旧費の林道施設災害復旧費では、林道峯地線の災害復旧工事に600万円を追加しております。諸支出金では、財政調整基金積立金に354万5千円を、住宅開発基金積立金に85万6千円を追加計上しております。

主な歳入についてでございますが、国庫支出金で林道災害復旧費国庫負担金として359万9千円、高齢者いきいき健康増進基金繰入金335万円、諸収入の雑入648万2千円を増額しております。繰越金は、今回の一般会計補正予算の財源調整のため、2千668万6千円を増額しました。町債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の確定によりまして159万2千円を増額、災害復旧債を240万円増額しております。

次に議案第52号平成30年度国民健康保険特別会計補正予算につきましては、956万4千円を増額補正であります。主に、前年度の給付費精算による返納金であります。

議案第53号平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、18万4千円を増額補正であります。これは、保険料の還付金でございます。

議案第54号平成30年度簡易水道特別会計補正予算は、7万4千円を増額補正、これは人事異動に係る人件費の増額です。

議案第55号平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算、179万円の減額補正であります。人事異動に係る人件費の減額でございます。

議案第56号平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算、4千円を増額補正であります。これも人事異動の人件費でございます。

議案第57号平成30年度国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算につきましては、収益的収支では、676万1千円を増額補正でございます。人件費が581万8千円、経費が94万3千円を増額であります。資本的収支では、電子式診断用スパイロメーター更新に医療器械購入費として32万4千円を増額するものであります。

報告第3号平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、報告をするものでございます。

報告第4号 平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書については、継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、平成28年度・29年度の東栄町特定環境保全公共下水道長寿命化計画策定事業に伴う継続費の精算報告を行うものでございます。

以上でございます。詳細については副町長及び担当課長から説明をさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

---

#### 議長（伊藤芳孝君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了致したい議案等がございますので申し上げます。

日程第20、議案第50号『小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について』、日程第28、議案第58号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議(案)の提出について』、日程第29、報告第3号『平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について』、日程第30、報告第4号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について』、以上4案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了いたしたいと思っておりますので、ご了承のうえお願い申し上げます。

---

#### 認定案第1号

#### 議長（伊藤芳孝君）

それでは、日程第5、認定案第1号『平成29年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

只今より説明に入りますが、「目」「節」の詳細説明につきましては、9月4日の「全員協議会」で説明を受けていますので、ここでは議決事項であります「款」「項」の範囲内で簡明に行っていただくよう、予めご了承を申し上げます。

それでは、会計管理者の説明を求めます。

（「議長、会計管理者」の声あり）

はい、会計管理者。

#### 会計管理者（前地忠和君）

認定案第1号 平成29年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について。決算書の2ページをご覧ください。歳入につきましては収入済額、歳出につきましては支出済額を款ごとに朗読させていただきます。

歳入、1款町税 335,380,739円、2款地方譲与税 30,095,000円、3款利子割交付金 613,000円、4款配当割交付金 2,092,000円、5款株式等譲渡所得割交付金 2,011,000円、6款地方消費税交付金 62,692,000円、7款自動車取得税交付金 16,098,000円、8款地方特例交付金 280,000円、9款地方交付税 1,713,836,000円、10款交通安全対策特別交付金 0円、11款分担

金及び負担金 15,853,797 円、12 款使用料及び手数料 82,203,978 円、13 款国庫支出金 127,498,797 円、14 款県支出金 211,625,448 円、15 款財産収入 28,125,442 円、16 款寄付金 8,656,000 円、17 款繰入金 31,706,780 円、18 款繰越金 234,240,895 円、19 款諸収入 107,067,602 円、20 款町債 215,714,000 円、歳入合計 3,225,790,478 円。

4 ページをご覧ください。歳出、1 款議会費 55,855,489 円、2 款総務費 594,997,102 円、3 款民生費 554,248,238 円、4 款衛生費 537,639,762 円、5 款農林水産業費 239,018,706 円、6 款商工費 80,780,589 円、7 款土木費 220,754,323 円、8 款消防費 180,688,736 円、9 款教育費 230,316,305 円、10 款災害復旧費 0 円、11 款公債費 363,632,666 円、12 款諸支出金 18,479,425 円、13 款予備費 0 円、歳出合計 3,076,411,341 円。以上であります。

**議長（伊藤芳孝君）**

認定案第 1 号の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、詳細の質疑につきましては、9 月 12 日に「決算特別委員会」を予定致しており、その折にお願いしたいと思っておりますので、本日はどうしてもというところに限ってのみお願い致します。

はじめに、歳出全般について質疑をお願いします。25 ページから 65 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい。以上で歳出を終わり、続いて歳入全般について質疑をお願いいたします。11 ページから 23 ページまでです。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

よろしいですか。はい、以上で認定案第 1 号の質疑を打ち切ります。

それではここで 10 分間休憩をとりたいと思っております。再開を 11 時 10 分からお願いします。

<休憩 10:59～11:10>

---

**認定案第 2 号**

**議長（伊藤芳孝君）**

再開します。次に、各特別会計の説明に移ります。日程第 6、認定案第 2 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』から、日程第 17、認定案第 13 号『平成 29 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について』までの各特別会計の決算認定案件 12 件を一括上程し、説明については各財産区特別会計 6 件を省略し、残る 6 件について、各会計を通して一括でお願いを致したいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

### 議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって認定案第2号から認定案第13号までの12案件については、一括上程をすることに決定いたしましたので直ちに議題とし、各財産区特別会計を除く特別会計6件について会計管理者の説明を求めます。

(「議長、会計管理者」の声あり)

はい、会計管理者。

### 会計管理者（前地忠和君）

認定案第2号 平成29年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。68ページをご覧ください。収入額と支出額を朗読させていただきます。1款国民健康保険料62,379,620円、2款使用料及び手数料35,900円、3款国庫支出金120,057,312円、4款療養給付費交付金8,393,000円、5款前期高齢者交付金171,061,908円、6款県支出金61,135,507円、7款共同事業交付金69,217,700円、8款財産収入0円、9款繰入金18,995,000円、10款繰越金26,693,418円、11款諸収入183,977円、歳入合計538,153,342円。

歳出、1款総務費14,037,620円、2款保険給付費239,081,514円、3款後期高齢者支援金等46,896,117円、4款前期高齢者納付金178,564円、5款老人保健拠出金1,610円、6款介護納付金15,624,082円、7款共同事業拠出金104,274,291円、8款保健事業費2,439,690円、9款基金積立金0円、10款公債費0円、11款諸支出金59,454,000円、12款予備費0円、歳出合計481,987,488円。

続いて、82ページをご覧ください。認定案第3号 平成29年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1款後期高齢者医療保険料44,933,300円、2款使用料及び手数料3,800円、3款繰入金83,969,000円、4款繰越金982,895円、5款諸収入4,289,323円、歳入合計134,178,318円。

歳出、1款総務費3,858,384円、2款後期高齢者医療広域連合納付金68,237,491円、3款後期高齢者医療費61,489,000円、4款諸支出金193,700円、5款予備費0円、歳出合計133,778,575円。

続いて90ページをご覧ください。認定案第4号 平成29年度東栄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1款保険料108,692,370円、2款使用料及び手数料6,700円、3款国庫支出金147,646,490円、4款支払基金交付金147,646,490円、5款県支出金81,512,635円、6款繰入金55,884,000円、7款繰越金43,157,344円、8款諸収入9,035,221円、歳入合計594,813,707円。歳出、1款総務費12,798,240円、2款保険給付費518,440,999円、3款地域支援事業費26,582,498円、4款基金積立金0円、5款諸支出金13,370,704円、6款予備費0円、歳出合計571,192,441円。

続いて102ページをご覧ください。認定案第5号 平成29年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1款分担金及び負担金1,058,400円、2款使用料及び手数料61,572,551円、3款国庫支出金47,080,000円、4款県支出金28,248,000円、5款繰入金83,059,000円、6款繰越金20,722,904円、7款諸収入9,198,794円、8款町債39,500,000円、歳入合計290,439,649円。歳出、1款総務費8,137,292円、2款簡易水道事業費41,772,598

円、3 款水道建設費 187,144,560 円、4 款公債費 44,267,827 円、5 款予備費 0 円、歳出合計 281,322,277 円。

続いて 110 ページをご覧ください。認定案第 6 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1 款分担金及び負担金 349,595 円、2 款使用料及び手数料 41,323,483 円、3 款国庫支出金 12,340,000 円、4 款繰入金 74,248,000 円、5 款繰越金 4,300,507 円、6 款諸収入 0 円、歳入合計 132,561,585 円。歳出、1 款下水道事業費 67,761,869 円、2 款公債費 59,446,148 円、3 款予備費 0 円、歳出合計 127,208,017 円。

続いて 118 ページをご覧ください。認定案第 7 号 平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1 款分担金及び負担金 0 円、2 款使用料及び手数料 4,641,476 円、3 款県支出金 7,039,872 円、4 款繰入金 21,831,000 円、5 款繰越金 2,149,710 円、6 款諸収入 0 円、歳入合計 35,662,058 円。歳出、1 款農業集落排水事業費 23,551,203 円、2 款公債費 9,651,568 円、3 款予備費 0 円、歳出合計 33,202,771 円。以上であります。

**議長（伊藤芳孝君）**

会計管理者の説明が終わりました。これより案件ごとに質疑をお願いいたしますが、詳細質疑については一般会計同様の取り扱いをお願いいたします。

それでは、日程第 6、認定案第 2 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。

歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。決算書の 71 ページから 79 ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で、認定案第 2 号の質疑を打ち切ります。

----- **認定案第 3 号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 7、認定案第 3 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いします。決算書の 84 ページから 87 ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい。以上で、認定案第 3 号の質疑を打ち切ります。

----- **認定案第 4 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第8、認定案第4号『平成29年度東栄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いします。決算書の92ページから99ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい。以上で、認定案第4号の質疑を打ち切ります。

---

### 認定案第5号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第9、認定案第5号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いします。決算書の104ページから107ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい。以上で、認定案第5号の質疑を打ち切ります。

---

### 認定案第6号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第10、認定案第6号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いします。決算書の112ページから115ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい。以上で、認定案第6号の質疑を打ち切ります。

---

### 認定案第7号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第11、認定案第7号『平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算認定について』の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いします。決算書の120ページから122ページまでです。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

はい。以上で、認定案第7号の質疑を打ち切ります。

----- **認定案第8号～13号** -----

議長(伊藤芳孝君)

次に、日程第12、認定案第8号から、日程第17、認定案第13号までの「各財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の6件は、一括して質疑をお願いします。決算書の126ページから157ページまでです。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

はい。以上で、認定案第8号から第13号までの「各財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を打ち切ります。

----- **認定案第14号** -----

議長(伊藤芳孝君)

次に、日程第18、認定案第14号『平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。会計管理者の説明を求めます。

(「議長、会計管理者」の声あり)

はい、会計管理者。

会計管理者(前地忠和君)

認定案第14号平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計歳入歳出決算認定について。決算報告書の1ページをご覧ください。各項ごとに決算額を朗読させていただきます。

1 収益的収入及び支出。収入、第1款病院事業収益第1項医業収益875,640円。第2項医業外収益284,766,238円。第3項特別利益0円。収入合計285,641,878円。

支出、第1款病院事業費用第1項医業費用279,568,261円。第2項医業外費用3,626,970円。第3項特別損失0円。第4項予備費0円。支出合計283,195,231円。

2 ページに移りまして、2 資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入第1項一般会計出資金20,723,000円。第2項病院事業債0円。第3項県補助金9,180,000円。第4項寄付金0円。第5項国民健康保険特別会計負担金50,098,000円。収入合計80,001,000円。

支出、第1款資本的支出第1項建設改良費 41,541,868 円。第2項企業債償還金 12,445,295 円。第3項投資その他の資産 0 円。第4項予備費 0 円。支出合計 53,987,163 円。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

会計管理者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

東栄病院事業特別会計決算報告書の、1 ページ 決算報告書から、18 ページの企業債明細書までの全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい。以上で、認定案第14号の質疑を打ち切ります。

## ----- 監査委員報告 -----

議長（伊藤芳孝君）

以上で、各会計の決算認定案件の説明及び質疑が終了しました。ここで、各会計全般の決算審査の結果につきまして、監査委員の『5番 加藤彰男君』から報告をお願いいたします。

（「議長、5番」の声あり）

はい。5番 加藤彰男君。

5番（加藤彰男君）

それでは、平成29年度各会計の監査報告をいたします。

はじめに、お詫びですけれども意見書の中の実質単年度収支の額の転記ミスがありました。この分だけ合わせて訂正させていただきながら、報告させていただきます。なお、差し替えにつきましては事務局から改めて差し替えさせていただきますので、事前にご了解をお願いいたします。

はじめに、平成29年度一般会計と各特別会計の決算につきましては、去る8月6日・7日の両日、亀山幸夫 監査委員と共に決算審査を実施いたしました。

この決算審査にあたっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」、「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に係る調書」、「財産に関する調書」について計数に誤りがないか、財政運営は健全か、財政管理は適切か、予算の執行は関係法令に従って効率的になされているなど、主眼を置き、予算現額及び歳入歳出額を諸帳簿と照合するとともに、担当課長からの説明を受けて審査を致しました。

それでは、審査結果のうち主な点を報告いたします。全般的な経理や事務事業は、概ね適正に処理されていましたが、監査委員から包括的な意見を付しました。

一般会計につきましては、実質単年度収支がマイナス1億2,979万4千円になり、実質単年度収支が2年連続で赤字となり警戒が必要であること、また一般会計の財政力指数が0.19であり、引き続き財政力の弱い状態が続く一方、臨時財政対策債等を含む経常収支比率は97.8%と

なり、公債費負担比率も警戒ラインの15%に近い14.2%となって、財政構造の硬直化がさらに進んでいることなどから、更なる経常経費の削減に向けた努力をされたいなどの意見を付しました。

次に特別会計関係ですが、各会計ともに独立採算の原則に沿った事業運営に努めること、そのためにも、受益者負担となる保険料や使用料の適正な設定をはじめ、徴収体制の強化を図り、徴収率向上による財源確保に努められたいとの意見を付しました。

団体等への補助金交付状況については、補助金の交付にあたって、実績報告書を具体的な成果が判るような記載内容及び様式となるよう指導すること、さらに一部、交付要綱根拠がない事業もあったので、早急に対応を求める旨の意見を付しました。

地方自治法 233 条第 5 項に定められた「決算に係る主要施策成果の説明書類」として、現在の各課単位の「業務報告書」が作成されています。しかし現報告書では予算執行と事業成果を客観的に検証することは難しいため、「まちづくり基本条例」おもに第 5 条・11 条の「町民の行政情報を知る権利」「行政からの情報提供」の考え方を実践する点からも、他の自治体で既に実施されている「主要施策成果報告書」として作成するよう改善を求めました。

最後に今後留意すべき事項として引き続き条例、規則等の例規を遵守した事務執行に努めることや財政状況が非常に厳しい点から一層の財政健全化の取り組みを進めることを基本に、1 点目です、公共施設等総合管理計画の個別施設計画・実施方針の具体化を進め、公共施設の抜本的な経営（運営）改善に取り組むこと。2 点目です、住民サービスの向上に向けた行政事務の効率化・スピードアップを図り、職員が主体となった行政改革の取り組みを進めること。3 番目です、随意契約の見積額が適正かを検証すると同時に、入札も含め価格の競争を確保する契約に努力することの意見を付しました。

次に、平成 29 年度東栄町国民健康保険 東栄病院事業特別会計決算については、6 月 28 日に決算審査を実施いたしました。

審査結果の総括意見として、これまでの決算審査において平成 19 年度から平成 22 年度までは「施設整備」に関する指摘が、平成 23 年度以降は「東栄病院のあり方・方向性の検討」の事項が加わり、そして平成 26 年度からは「東栄病院の運営体制・運営形態」にも言及し、さらに平成 28 年度は「町財政計画や病院経営の視点からの経営分析の必要性」や「適切な病院運営への抜本的な検討」も求めています。平成 30 年度から公設公営の東栄病院として再スタートするにあたって、これまでの指摘事項を踏まえ、「東栄病院の運営体制・運営形態の十分な検討」「町財政計画や病院経営の視点からの経営分析」などを行うこと、さらにこれまで行ってきた住民参加の合意形成のプロセスを「まちづくり基本条例」の理念を踏まえて実現すること、そして新たに旧せせらぎ会・病院職員も含めた人員・組織に対して行財政運営を踏まえた定員管理の方針・方向性を改めて確認することの重要性などを指摘し意見としました。

次に、平成 29 年度決算に基づく財政健全化判断比率等審査についてですが、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。なお、引き続き慎重な財政運営を求める旨を付しました。

なお、詳細は、町長あてに提出いたしました「東栄町一般会計・特別会計決算審査意見書」、「東栄町国民健康保険 東栄病院事業特別会計決算審査意見書」、「財政健全化判断比率等審査意見書」の写しをご配布しておりますのでお目通しを頂きたいと思っております。以上で監査報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

監査委員の平成 29 年度各会計全般の決算審査意見書の報告が終わりました。

----- 議案第 49 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 19、議案第 49 号『東栄町町税条例等の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

議案第 49 号。東栄町町税条例等の一部改正について。東栄町町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 9 月 6 日提出、東栄町長 村上孝治。

提案理由、14 ページ中 14 ページです。この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をする必要があるからである。

次ページの新旧対照表をご覧ください。今回の条例改正は全てが上級法の改正に伴うもので、その 1 つが住民税に係る改正でございます。まず最初に「町民税の納税義務者等」に係る第 25 条の改正ですが、数カ所の文言改正のほか、文中の中段下線部、第 46 条第 10 項から第 12 項までを除く。の文を加えたもので、内容につきましては人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする意味合いの規定の整備でございます。

次の 26 条につきましては、個人住民税関係の改正でございまして、働き方の多様化を踏まえ様々な形で働く人を応援し働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるといった大きな改正内容の 1 つでございます。基礎控除が 10 万円増となることから、非課税対象者の合計所得金額を 10 万円を加算した額とするものでございます。

次ページの第 33 条の 2、第 33 条の 6 は、基礎控除額に所得要件を創設する改正でございます。前年所得が 2,500 万円を超える場合は基礎控除の適用ができないこととされました。3 ページの 35 条の 2 は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに関する改正で、4 ページから 5 ページの第 46 条に新設された項については、大法人に係る申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定となっております。

次に、たばこ税の改正でございます。改正の概要は、まずたばこ税が平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で 1 本あたり 1 円ずつ、計 3 円引き上げられます。この引き上げは平成 31 年 10 月につきましては消費税の引き上げが予定されているので、その年度については行われません。他に、近年急速に市場拡大されている加熱式たばこの製品間で大きな税率の格差があるとの指摘から換算方式を見直し、4 回において調整されることとなります。また、旧 3 級品税率の引き上げ、最終段階これ 4 回ありましたが最終段階が平成 31 年 4 月予定でしたが 10 月に延期

されることとなります。

以後、5 ページ第 84 条からの改正は、これらに関する上級法に係る改正で、おもだった改正のみ説明させていただきます。

第 84 条。ここでは製造たばこの区分が新たに創設されました。続いて 7 ページの第 86 条ですが、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方式について従来は「重量」だけでしたが、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とする内容となります。

次に飛びますが 11 ページの 87 条です。たばこの税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げられ、今回につきましては、1,000 本あたり 430 円の金額が引き上げられることとなります。

13 ページをはねていただきますと次ページからは、段階において調整される加熱式たばこの換算に係る係数の改正、これが 3 ページにわたって記されております。

最後から 2 枚目の 1/3 ページとありますが、先ほど説明させていただきました旧 3 級品税率の引き上げ時期の変更に伴う改正がこのページに記されております。

では、議案第 49 号の 14 ページ中の 6 ページへお戻りください。

附則。施行期日 第 1 条、この条例は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中東栄町町税条例第 84 条を第 84 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に 1 条を加える改正規定、同条例第 85 条の次に 1 条を加える改正規定並びに同条例第 86 条から第 88 条まで及び第 90 条の改正規定並びに第 6 条並びに附則第 5 条から第 7 条までの規定 平成 30 年 10 月 1 日

次のページの (2) です。第 1 条中東栄町町税条例第 26 条第 2 項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計者配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例 35 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条附則第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日

(3) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 4 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日

(4) 第 2 条中東栄町町税条例第 86 条第 3 項の改正規定 平成 31 年 10 月 1 日

(5) 第 1 条中東栄町町税条例第 25 条第 1 項及び第 3 項並びに第 46 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 4 項の規定 平成 32 年 4 月 1 日

(6) 第 3 条並びに附則第 8 条及び第 9 条の規定 平成 32 年 10 月 1 日

(7) 第 1 条中東栄町町税条例第 26 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第 33 条の 2 及び 33 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 33 年 1 月 1 日

(8) 第 4 条並びに附則第 10 条及び第 11 条の規定 平成 33 年 10 月 1 日

(9) 第 5 条の規定 平成 34 年 10 月 1 日

次の町民税に関する経過措置につきましては、改正以前に係る町民税につきまして従前の例によるとの内容が記されてございます。

下から 2 行目、固定資産税に係る経過措置につきましては、平成 28 年度、29 年度に改正がありました企業の償却資産の課税に対する特例措置率の措置の経過措置の項ずれが生じたのでこちらに掲載させていただいております。

次のページの中段よりやや上、町たばこ税に関する経過は各段が定めあるものを除き、附則第 1 条に掲げる条例の施行の前に課した、または課すべきであった町たばこ税についてなお従

前の例によるとあります。

次の手持品課税に係る町たばこ税につきましては、先ほどご説明させていただきました旧3級品課税の引き上げの延期に伴う手持品課税の期間の変更の内容となっております。

14 ページ中の 10 ページに移っていただきまして、中段当りですが手持品課税に係る町たばこ税に係る経過措置、これについては、前のものと同じように手持品課税についても同様とされております。

その下、町たばこ税に関する経過措置、その下、手持品課税に係る町たばこ税、これにつきましては引き上げが2回3回とありますので、第2回目に行われるたばこ税の引き上げに係るものでございます。

次に 12 ページになりますが、12 ページの下の方です。町たばこ税に関する経過措置、その下の手持品課税に係る町たばこ税、これにつきましては先ほどの値上げの関係の第3回目のたばこ税引き上げに係るものでございます。

東栄町町税条例等一部改正についての説明は以上です。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 49 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、5 番。

**5 番（加藤彰男君）**

たばこ税についてのところなんですけども、東栄町の場合なかなか税収が厳しい中こういう儲けの良さがあるわけなんですけど、これが変更になった場合に具体的にどういうふうな税収の変化があるかっていうようなことは、担当課の方で試算されたような経過はありますか。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、税務会計課長。

**税務会計課長（前地忠和君）**

試算はしておりませんが、たばこ税につきましては3回に分けての値上がりということで、1,000 本あたり1回について430 円という試算しか出ておりません。合計についてはちょっと試算しておりません。

**議長（伊藤芳孝君）**

よろしいですか、他ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 49 号の質疑を打ち切ります。

---

## 議案第 50 号

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 20、議案第 50 号『小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

議案第 50 号 小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について。次のとおり物品売買契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年東栄町条例第 20 号）第 3 条の規定により議決を求める。平成 30 年 9 月 6 日提出、東栄町長 村上孝治。

記 1 契約の目的、小型動力ポンプ付き積載車購入。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、7,975,274 円。4 契約の相手方、豊橋市西羽田町 5 番地 山佐産工株式会社 代表取締役 柘植学。

なお別紙に参考資料が添付してありますのでお目通しをお願いします。以上です。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 50 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 50 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 50 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号『小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について』の件は原案のとおり可決されました。

キリがいいところでありますので休憩を取りたいと思います。再開を1時ちょうどとします。

<昼食休憩 11：52～13：00>

----- **議案第 51 号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、再開します。冒頭に午前の説明で議案第 49 号で訂正があるようですのでお願いをいたします。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

はい、税務会計課長。

**税務会計課長（前地忠和君）**

すみません。議案第 49 号東栄町町税条例等の一部改正の中で新旧対照表の方に誤りがありましたので、申し訳ございませんが訂正をお願いします。新旧対照表 13 ページ中 1 ページ、最初のページなんです、13 ページ中 1 ページの右側改正前の所の 1 番上の第 22 条とございますが、第 25 条の間違いでしたのですみませんが訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、お願いします。

次に、日程第 21、議案第 51 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

それでは予算書の 1 ページ目をお願いいたします。

議案第 51 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について。平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 9 月 6 日提出、東栄町長 村上孝治。

1 枚おめくりください。平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）。平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,109 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,799,923 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条 規定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、13款国庫支出金 3,599千円。17款繰入金 3,350千円。18款繰越金 26,686千円。19款諸収入 6,482千円。20款町債 3,992千円。歳入合計 44,109千円。計 3,799,923千円。

歳出、1款議会費 1,112千円の減。2款総務費 11,734千円。3款民生費 10,907千円の減。4款衛生費 16,422千円。5款農林水産業費 5,069千円。6款商工費 3,638千円。7款土木費 4,556千円。8款消防費 50千円の減。9款教育費 4,358千円。10款災害復旧費 6,000千円。12款諸支出金 4,401千円。歳出合計 44,109千円。計 3,799,923千円。

第2表地方債補正。1 追加。起債の目的、林道峯地線災害復旧工事。限度額 2,400千円、計 2,400千円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次です。2. 変更。起債の目的、臨時財政対策債。補正後の限度額 81,592千円、計 81,592千円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは予算説明書により説明をさせていただきます。

歳出からお願いいたします。まず、全般的なことですが、人件費につきましては、4月1日付の人事異動によるもののほか、制度改正に伴う扶養手当の増及び実績見込みによる時間外手当の増などで、一般会計では700万4千円の減額、特別会計を合わせて871万6千円の減額です。

それでは、個別の説明をさせていただきます。なお、個別の人件費については説明を省略させていただきます。

9ページをお開きください。2款1項1目一般管理費 18節の庁用器具購入費は、教育委員会のファイルサーバーのうち1台が故障したため更新するものです。

3目会計管理費の 13節財務会計システム操作研修委託料は、東三河共同調達システム利用開始にあたり、新たなシステムが導入されるため、それに携わる職員の操作研修を委託するものです。

4目財産管理費の 11節の修繕費は、本庁舎暖房用のボイラーに不具合が生じており、機器も古く交換部品もないため更新するものと、シュレッダーのカッターが故障して現在使用できない状態にあることから修繕するものです。

15節旧園村役場解体工事は、建物自体がすでに半壊している状態で危険なため解体撤去するものです。

10ページ7目企画費の 13節和太鼓絆プロジェクト出演者輸送業務委託料は、イベントに参加していただく児童生徒について、駅、宿舍及び東栄小学校から会場までの間を輸送するもので、今年の3月のイベントの際には実施していましたが、当初予算に盛り込めなかったため追加するものです。

11目町営バス運営対策費の 11節修繕料は、おもにバスの修繕に係るものですが、実績見込みにより増額するものです。

11ページ2項1目税務総務費の 11節印刷製本費は、実績によりコピー料が不足する見込みであることと、町県民税の督促状の在庫が少なくなってきたことにより増額するものです。23節還付金は実績見込みによる増額です。

飛びまして 14 ページ 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 8 節医療センター等調整会議等報償費は、調整会議の指導講師謝礼及び調整会議委員 2 名分の報償、14 節会場借上料は、研修会会場の施設使用料です。11 節印刷製本費は、コピー料の実績見込みによる増額です。

3 目障害者福祉費の 9 節普通旅費は、実績見込みによる増額です。

15 ページ 2 項 2 目保育園費 14 節複写機借上料は、現有のコピー機が故障して修繕不能なため、新たな機器をリースするものです。

16 ページ 3 項 1 目総務管理費の 19 節東三河広域連合負担金は、平成 29 年度分にかかる国県支払基金に対する償還分と当初予算で見込んだ第 6 期計画準備基金の見込額と決算額との差額分を増額するものです。

2 目認定調査事業費の 3 節通勤手当と 4 節社会保険料は、当初は町内から任用する予定で積算していましたが、町外からの任用となったことによる増額です。13 節訪問調査委託料は、実績見込みによる減額です。

17 ページ 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の 28 節は国保東栄病院事業特別会計の補正による増額です。

18 ページ 2 項 1 目環境衛生費の 13 節火災残渣搬出処分委託料は、役場倉庫火災に伴う火災残渣を処分したところ、灰については産業廃棄物として処分する必要があるため、その処分費用を追加するものです。高濃度 PCB 廃棄物処分業務委託料及び運搬業務委託料並びに低濃度 PCB 廃棄物収集運搬処理委託料については、今年度中に処分できる見込みがたったため新規に計上するものです。臭気指数測定業務委託料は、中設楽地内の工場において排出される臭いについて、地域からの苦情も多いことから、敷地境界線において臭気指数を調査するものです。

19 ページ 5 款 1 項 2 目農業総務費の 19 節東菌目生活改善センター改修工事補助金は、床の経年劣化により一部が破損したり、せりあがっている状態であり、東菌目区から改修したい旨の申し出があったので、町の補助基準に基づき維持補修として補助するものです。

20 ページ 2 項 3 目林道事業費の 13 節林道橋梁点検業務委託料は、26 か所の橋の点検を実施したところ、20 か所で当初予定していた橋梁点検車を使用する必要がなくなり、減額変更する見込みとなったため、その減額分を同じ事業内である 15 節林道改良事業の林道峯地線改良工事の次年度以降分を前倒して実施することによるものです。

21 ページ 6 款 1 項 3 目観光費 9 節普通旅費の減額、11 節消耗品費及び 19 節地域おこし協力隊手作りコスメ講習会負担金の増額は、naori に係る活動をしている協力隊 2 名の今後の研修について見直しをした結果によるものです。

4 目地域振興費は東栄フェスティバルに係る経費ですが、30 回記念としての協議を進めてきたなかで、出演団体及び出演内容を検討した結果、8 節の出演料、11 節食糧費、13 節業務委託料を増額し、11 節消耗品費を減額するものです。

5 目温泉施設費の 11 節修繕料は、とうえい温泉の機械・機器等の修繕による増額です。

22 ページ 7 款 1 項 1 目土木総務費の 19 節三遠南信自動車道佐久間道路開通式典負担金は、今年度中に開通する佐久間道路の開通記念シンポジウム、イベント及び式典を浜松市と共同で開催する東栄町の負担金です。

23 ページ 2 項 1 目道路橋梁総務費 13 節の登記業務委託料と、17 節土地購入費は、県事業の大千瀬川河川改修工事に伴い、町が実施する公共補償によるもので、全額県費で負担されます。

5 目急傾斜地対策事業費の 19 節は、本年度実施される御園坂場地区と三輪山ノ上田地区に

係る事業費負担金です。

25 ページ 8 款 1 項 消防施設費の 11 節 修繕料は、第 2 分団本郷万場消防詰所のシャッターを修繕するものです。

27 ページ 9 款 2 項 2 目 教育振興費の 20 節 準要保護児童扶助費は、本年度入学及び転校してきた児童のうち 3 名が準要保護児童の対象となるため必要額を追加するものです。

少し飛びまして 31 ページ 10 款 3 項 1 目 林道施設災害復旧費の 15 節 林道施設災害復旧工事は、7 月の豪雨により法面が崩落した林道峯地線について、林道の災害復旧事業の認定を受けて工事を実施するものです。

32 ページ 12 款 1 項 1 目 財政調整基金費と 33 ページ 6 項 1 目 住宅開発基金費の 26 節 積立金は、平成 29 年度の公共建設発生土処理場使用料及び新規居住者用用地貸付料について、29 年度中に積立ての処理ができなかったため追加して積み立てるものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。3 ページをお開きください。

13 款 1 項 2 目 災害復旧費国庫負担金の林道施設災害復旧費負担金は、林道峯地線の災害復旧工事に対するもので、補助率は 10 分の 6 です。

4 ページ 17 款 2 項 1 目 高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、とうえい温泉機械等の修繕に係るものです。

5 ページの 18 款 1 項 1 目 繰越金の前年度繰越金は、今回の補正の財源調整により減額するものです。介護保険特別会計精算分は、介護保険特別会計を廃止したことに伴い、平成 29 年度分の繰越金と介護給付費準備基金を精算したのち、一般会計に繰越金として計上するものです。

6 ページ 19 款 5 項 1 目 雑入の東三河広域連合派遣費等収入は、今年度介護保険事業で広域連合に派遣している町職員の人件費に係るものです。大千瀬川河川改修公共補償等は、県事業の河川改修工事に関して町が実施する公共補償分です。

7 ページ 20 款 1 項 1 目 臨時財政対策債は、今年度の発行限度額が決定したことによる増額です。

9 目 災害復旧債は、林道峯地線復旧工事に係る町負担分を町債で充てるものです。

以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

#### 議長（伊藤芳孝君）

議案第 51 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

はじめに補正予算説明書の「歳出」からお願いします。8 ページから 18 ページまででございます。1 款・議会費、2 款・総務費、3 款・民生費、4 款・衛生費でございます。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、続いて 19 ページから 30 ページまででございます。5 款・農林水産業費、6 款・商工費、7 款・土木費、8 款・消防費、9 款・教育費でございます。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、次に、31 ページから 33 ページまででございます。10 款・災害復旧費、12 款・諸支出金でございます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で「歳出」の質疑を終わります。

次に「歳入」全般について質疑をお願いします。

補正予算説明書の 3 ページから 7 ページまででございます。質疑はございませんか。

(「議長、6 番」の声あり)

はい、6 番。

**6 番（山本典式君）**

所管が違うかもわかりませんので、先に質問させていただきます。

5 ページの繰越金のところですけども、説明の中の 2 の介護保険料特別会計精算分ですけども、結局のところこれ第 6 期の介護保険料 4,300 円から 5,900 円上がって、あと精算する時に最終的には 4,935 万余ってこれを一般会計に入れたということだと思うんです。その前に例えば東三河広域になった時に 5,900 円が今度 4,800 円くらいでしたか、確かそういうふうになったと思うんですけど、おそらく準備基金を当てたと思うんですが、その額とか、最終的に 4,935 万余剰金で出たと、それを精算したということだと私は理解しますけども、そこら辺の明細的なものご説明いただきたいと思います。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

まずこの 4,935 万円でございますが、先ほど副町長が説明の中で申し上げましたが、現在この議会に出しております介護保険特別会計の決算の歳入歳出差引額 2,362 万 1,266 円と、その 29 年度で持っておりました介護保険準備基金これが 2,572 万 9,645 円になります。この合計額が 4,935 万円ということになります。この 4,935 万円でございますが、このうち既に財源として広域連合への介護保険の保険料を減収とした分が含まれておりますので、それが 3,793 万 9 千円、これは既に歳出予算としても計上をされております、30 年度予算に。さらに今回 487 万 210 円と保険料の剰余分 25,615 円が今回の歳出の予算に組み込まれておりますので、実質的には剰余として純然たる一般財源として使えるお金として残るお金につきましては、563 万 3,325

円だけが残ってそれ以外は歳出として広域連合へ出ていくという事になります。

（「議長、6番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

そうするとあれですか、先ほど言いました保険料の軽減に1,100円くらい安くなったんですけど、それには約3,700万円くらい準備金が当てられたということですね。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

そのとおりでございます、当初予算に組み込まれております基金の分と、それから29年度の介護保険料の剰余分が合わせて3,793万9千円がその軽減に充てられたということでございます。

（「議長、6番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

内容はまだちょっと理解できないんですけど、そういう中で今回この4,935万は、一般会計の歳入で持っているんですけども歳出はどこに充てているのですか。充当するのですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

先ほど申し上げましたように、当初予算で3,793万9千円が既に繰越金を財源として充当されておりますので、これが財源になっております、現実には。それプラス今回出させていただきました歳出の方にあります予算書の16ページ489万6千円、これもこれが財源になりますので、そうするとその差引の先ほど言いました500万円強が最終的に一般財源として自由に使

える財源として残る分ということになります。

(「議長、6番」の声あり)

**議長 (伊藤芳孝君)**

はい、6番。

**6番 (山本典式君)**

3回ということでしたらこれで最後にしますけども、また委員会等で質問できればしたいんですけど要は私が確認したいのはこの4,935万というのは第1号保険者の保険料じゃないんですか。そうすると例えば私が確認したいのは、その保険料を一般会計に充ててしまっただけは保険料は本来還付するのが妥当だと思うんですよね。国でも給付費に充当するやつはそうでなければ償還するわけですよ。そうすると保険料もそういう制度がないかも分かりませんが、本来だったら一般会計の中で相対的に使ってしまうということは、ちょっとこれ矛盾があるんじゃないかとそこを僕は確認したいんです。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

**議長 (伊藤芳孝君)**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長 (原田英一君)**

先ほどから申し上げておりますように、この4,700万円介護保険の最終的な一般会計の繰越金に入って来たお金は、保険料については、すべて広域連合へ行って広域連合で保険料の軽減に充てられていますので。よろしいですか。ですから保険料を一般会計の財源として使っているわけではありませぬので、そこをご理解いただきたいと思っております。

**議長 (伊藤芳孝君)**

よろしいですか。

(「議長、副町長」の声あり)

**議長 (伊藤芳孝君)**

はい、副町長。

**副町長 (伊藤克明君)**

今住民福祉課長が説明したとおりで、4,900万の中には既に東三河広域連合へ行ってしまっただけ、とりあえず町の一般会計で立て替えたお金も入っています。それから今度は追加分が入ることと、それから4,900万の中には本来国・県が出してもらった分で返す分がありますよね。それも広域連合で返してもらったわけですが、その分も含まれていますし、それから東栄町

が介護保険事業をやるために東栄町として負担しているものもありますよね、保険料ではなくて。その分も含まれての 4,900 万でありますので、先ほど住民福祉課長が申しましたように、600 万弱ですがそれが最終的に残るお金で、それは考え方としてはぴったり合うわけじゃありませんが、考え方としては東栄町の一般会計が負担していた額だよというふうに捉えていただければよくわかるかと思います。

#### 6 番（山本典式君）

副町長も答えていただきましたので理解しますけども、第 1 号保険者から集めた保険料が他の給付費に充てるのはもちろんそれはそれでいいんですけど、そうでない場合はこれはちょっと理解しがたいところがありますのでそうでなければいいです、それで。

（「議長、副町長」）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

#### 副町長（伊藤克明君）

そういう考えの中では他のところに、先ほどから何回も言いますが、今回の保険料については 6 期の軽減分に充てられているということでもありますのでよろしくお願いします。

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、他はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 51 号の質疑を打ち切ります。

### ----- 議案第 52 号 -----

#### 議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 22、議案第 52 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（原田英一君）

それでは、予算書の 9 ページをお願いいたします。議案第 52 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について。平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算

第1号案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年9月6日提出、東栄町長 村上孝治。

平成30年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成30年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,638千円とする。

2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、3款国庫支出金270千円、8款繰越金9,294千円、歳入合計9,564千円、計392,638千円。歳出、1款総務費335千円、9款諸支出9,229千円、歳出合計9,564千円、計392,638千円。

説明書の39ページへお願いをします。

歳出、1款1項1目一般管理費335千円の増でございますが、これにつきましては需用費の消耗品が不足するというので、これについては資格者証であったり限度額認定証の購入費が不足するというので補正をお願いするものと、13節委託料では国保システムの改修委託料ということで、県単位化に伴います国保ラインシステムというのがあるわけですが、そのシステム改修に伴うものを補正させていただくというものです。

次のページをお願いします。9款1項6目療養給付費等負担金償還金9,229千円の増でございますが、これにつきましては説明欄に書いてありますように、過年度分の国庫負担金の返納金及び退職被保険者等交付金の返納金精算による返還金の補正でございます。

37ページへお願いします。歳入の3款2項2目財政調整交付金270千円。これにつきましてはシステム改修の補助金調整交付金でございます。

8款1項1目繰越金9,294千円については繰越金をもってあてるというものであります。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第52号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の37ページから40ページまででございます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第52号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第53号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第23、議案第53号『平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

それでは予算書の13ページをお願いいたします。議案第53号 平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。平成30年度東栄町後期高齢者特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年9月6日提出、東栄町長 村上孝治。

平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ141,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、6款諸収入184千円、歳入合計184千円、計141,505千円。歳出、4款諸支出金184千円の増。歳出合計184千円の増、計141,505千円。

説明書44ページへお願いをいたします。歳出、4款1項1目保険料還付金184千円の増でございますが、これは過年度分の保険料の還付金未済の分になります。25名分の還付金の補正でございます。

前のページへお願いします。歳入ですけど、6款2項1目保険料還付金184千円の補正ということで、これにつきましては保険料が既に後期高齢者医療広域連合へ行っていますので、また戻ってまいりますのでそれを受けるという形で還付をするというものでございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第53号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の43ページから44ページでございます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

以上で議案第53号の質疑を打ち切ります。

---

**議案第54号**

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第24、議案第54号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

事業課長。

**事業課長（伊藤久司君）**

補正予算書の 17 ページをご覧ください。議案第 54 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について。平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 9 月 6 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）。平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,748 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、6 款繰越金 74 千円、歳入合計 74 千円、計 147,748 千円。歳出、1 款総務費補正額 74 千円、歳出合計 74 千円、計 147,748 千円。

続いて予算説明書の 48 ページをご覧ください。歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費補正額 74 千円。これは人事異動による人件費の増によるものです。

47 ページ歳入をご覧ください。歳入、6 款 1 項 1 目繰越金補正額 74 千円。これは歳出の一般管理費の補正に伴い、財源の前年度繰越金を補正するものです。よろしく申し上げます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 54 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 47 ページ、48 ページでございます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 54 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 55 号 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 25、議案第 55 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業 特別会計 補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

**事業課長（伊藤久司君）**

補正予算書の 21 ページをご覧ください。議案第 55 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について。平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 9 月 6 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 第 1 号。平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,790 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 149,045 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、5款繰越金補正額 1,790 千円の減。歳入合計 1,790 千円の減。計 149,045 千円。歳出、1款下水道事業費補正額 1,790 千円の減。歳出合計 1,790 千円の減。計 149,045 千円。

続いて予算説明書の 52 ページをご覧ください。歳出、1款1項1目下水道維持管理費補正額 1,790 千円の減。これは人事異動における人件費の減によるものでございます。

51 ページ歳入をご覧ください。歳入、5款1項1目繰越金補正額 1,790 千円の減。これは下水道維持管理費の人件費の補正に伴い財源の繰越金を減額するものでございます。以上です。

#### 議長（伊藤芳孝君）

議案第 55 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 51 ページ、52 ページでございませぬ。

質疑はございませぬか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 55 号の質疑を打ち切ります。

### ----- 議案第 56 号 -----

#### 議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 26、議案第 56 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

#### 事業課長（伊藤久司君）

補正予算書の 25 ページをご覧ください。議案第 56 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について。平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 9 月 6 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,809 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、5 款繰越金補正額 4 千円、歳入合計 4 千円、計 30,809 千円。歳出、1 款農業集落排水事業費補正額 4 千円、歳出合計 4 千円、計 30,809 千円。

続いて予算説明書の 56 ページをご覧ください。歳出、1 款 1 項 1 目農業集落排水維持管理費補正額 4 千円。これは人事異動による人件費の増によるものです。

続いて 55 ページ歳入をご覧ください。5 款 1 項 1 目繰越金補正額 4 千円。これは農業集落排水維持管理費の人件費の補正に伴い、財源の繰越金を増額するものです。以上です。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 56 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 55 ページ、56 ページでございます。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

以上で議案第 56 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 57 号 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 27、議案第 57 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

（「議長、病院事務長」の声あり）

はい、東栄病院事務長。

**病院事務長（伊藤知幸君）**

議案第 57 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について。平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 9 月 6 日提出、東栄町長 村上孝治。

1 枚おめぐりください。平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）。第 1 条 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

第 2 条 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

1 主な建設改良事業医療機器購入費 補正額 324 千円、計 1,329 千円。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第

1 款補正額 6,761 千円、計 785,931 千円。支出、第 1 款病院事業費用 補正額 6,761 千円、計 785,931 千円。

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 26,407 千円は、過年度分損益勘定留保資金 26,407 千円で補てんするものとする。収入、第 1 款資本的収入 補正額 162 千円、計 12,401 千円。支出、第 1 款資本的支出 補正額 324 千円、計 38,808 千円。

第 5 条 予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

(1) 職員給与費 補正額 5,818 千円、計 488,628 千円。

第 6 条 予算第 7 条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。一般会計負担金運営費補てん金 補正額 3,762 千円、計 307,553 千円。一般会計出資金建設改良費 補正額 162 千円、計 1,962 千円。

それでは、予算説明書の 7 ページをお開き下さい。収益的収入及び支出からお願いします。

1 款 1 項 1 目給与費につきましては、丹羽美和子医師の正規職員から嘱託職員への 9 月からの身分変更に伴う給料手当、法定福利費の減額補正分と、嘱託医師報酬及び病院正規職員の法定福利費の追加費用が増額となったことに伴う増額補正分、病院職員の事業所負担分の児童手当を病院会計で見込むこととなったための増額補正分を合わせて、5,818 千円を増額となりました。

3 目経費につきましては、健診システムの更新が必要となったための更新委託料 943 千円を新規に計上しました。

収入につきましては、巡回診療に対する補助金として、へき地医療運営費補助金 2,999 千円を 1 款 2 項 2 目県補助金に増額計上しました。また支出補正分の不足財源として、一般会計からの運営費補てん金 3,762 千円を 4 目一般会計負担金に増額計上しました。

続いて 8 ページをお開き下さい。資本的収支の支出につきましては、電子式診断用スパイロメーター（肺機能測定装置）の更新のための医療機器購入費 324 千円を、1 款 1 項 2 目有形固定資産購入費に増額計上しました。

収入につきましては、電子式診断用スパイロメーター更新に伴う医療機器出資金のルール分として 2 分の 1 の 162 千円を、1 款 1 項 1 目一般会計出資金に増額計上しました。

9 ページの資本的収支事業内訳につきましては、9 月補正分として電子式診断用スパイロメーター更新を追加記載させていただきました。財源につきましては、2 分の 1 が一般会計出資金、残りは留保資金で対応します。以上で説明を終わります。

#### 議長（伊藤芳孝君）

議案第 57 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「収益的収入及び支出」「資本的収入及び支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の 7 ページ、8 ページでございます。

質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の事務長の説明の確認ですけれども、医師手当についての関係ですけれども、10月以降の下半期の方の関わっての変更というふうなことで、今の説明ですと医師給としての手当で常勤体制の時は400万円と600万円で約1,000万というのが下半期だったと、これが嘱託になったことで報酬という事で約1,300万あまりというのが10月以降の下半期の雇用というか契約の内容になるということですから、単純に言えば3百何十万新たに増えて嘱託としての下半期の契約をするということでもいいですか。

（「議長、病院事務長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

そのとおりでございます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第57号の質疑を打ち切ります。

---

## 議案第58号

---

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第28、議案第58号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議(案)の提出について』の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番 柴田吉夫君。

8番（柴田吉夫君）

議案第58号 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について。東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。平成30年9月6日

提出、提出者 東栄町議会議員 柴田吉夫、同じく賛成者 東栄町議会議員 加藤彰男。

東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について。地方自治法第 109 条により特別委員会を設置し、同法第 98 条第 1 項に係る事項を当委員会に付託するものとする。

1 名称 東栄町議会特別委員会、設置の根拠 地方自治法第 109 条及び東栄町議会委員会条例第 4 条による、目的 東栄町一般会計決算及び東栄町各特別会計決算の審査を行う、委員定数 9 名。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 58 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 58 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 58 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議(案)の提出について』の件は可決されました。

---

### 報告第 3 号

---

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 29、報告第 3 号『平成 29 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について』の件を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

報告第3号 平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。平成30年9月6日提出、東栄町長 村上孝治。

1枚はねていただきまして、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告。1 財政健全化判断比率、この表の1番右に早期健全化基準が載せてあります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は平成29年度決算では赤字額がないのでハイフンとさせていただきます。実質公債費比率7.4%、将来負担比率22.6%。

続きまして、2 資金不足比率、これも1番右に経営健全化基準を載せてあります。平成29年度決算では、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民健康保険東栄病院事業特別会計いずれも資金不足が生じておりませんので、ハイフンとなっております。以上で報告を終わります。

**議長（伊藤芳孝君）**

報告第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい。以上で質疑を打ち切り、報告第3号を終わります。

----- **報告第4号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第30、報告第4号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について』の件を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

はい、失礼します。報告第4号 平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。平成30年9月6日提出、東栄町長 村上孝治。

1枚はねていただきまして最初に申し上げますが、申し訳ありません、また修正をお願いしたいところがございますので、今から言いますので修正をお願いします。1番右の比較という

ところの箱の中に、左の方に「年割額と支出済額の差」というところがありまして、1番上のマイナス845,000千円、その下に2,000円とありますが、この前に△を付けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、1款下水道管理費 1項下水道管理費、事業名 東栄町特定環境保全公共下水道長寿命化計画策定事業、年度ごとに説明を申し上げます。

28年度、全体計画の年割額でございますが25,845,000円。左の財源内訳で国庫支出金が12,500,000円、その他が13,345,000千円。実績で支出済額25,000,000円。内訳ですが国庫支出金が12,500,000円、その他12,500,000千円。比較でございますが年割額と支出済額の差845,000円の減。内訳でございますがその他845,000円の減となっております。

29年度につきましては、年割額が24,682,000千円。左の財源内訳 国庫支出金12,340,000千円、その他が12,342,000円。実績の支出済額24,680,000円。左の財源内訳ですが国庫支出金12,340,000円、その他が12,340,000円。比較2,000円の減。内訳がその他2,000円の減となっております。

合計といたしまして、年割額50,527,000円。左の内訳でございますが国庫支出金が25,000,000円、その他が25,527,000円。実績 支出済額が49,680,000千円。内訳ですが国庫支出金24,840,000円、その他24,840,000円。比較 年割額と支出済額の差847,000円の減。内訳でございますが、その他847,000円の減となっております。平成30年9月6日提出、東栄町長 村上孝治。以上です。

**議長（伊藤芳孝君）**

報告第4号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい。以上で質疑を打ち切り、報告第4号を終わります。

## ----- 委員会付託 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました案件を除く22案件につきましては、決算特別委員会及び所管の常任委員会に付託したいと思います。ただ今から事務局に付託表を配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局 付託表の配布

お諮りいたします。ただ今、お配りした「議案付託表」のとおり22案件を決算特別委員会及び所管の常任委員会に付託することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願い致します。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

なお、季節の変わり目でございます。それぞれご自愛していただきたいとそんなふうに思います。

---

## 散会

---

**議長（伊藤芳孝君）**

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

<散会 14:03>